

緊急

資金繰りなどを支援します！ 「年度末金融特別相談会」のご案内

岡崎商工会議所 中小企業相談所

厳しい経済情勢により受注減少など経営に影響を受け、お困りの中小企業者の方々のために、国・県・市では資金繰り対策を講じております。

そこで、本所では、資金需要の高まる年度末に向け、中小企業者の資金繰りに万全を期すために、年度末資金などの運転資金の調達や既往の借入金の返済条件の変更など検討されている方々向けに「年度末金融特別相談会」を開催いたしますので、是非ご利用いただきますようご案内いたします。

1. 開催日時・場所

3月4日(木) 午後1時～午後4時(受付時間)

岡崎商工会議所 5階 501会議室

2. 特別相談会の内容

項目	担当相談員
金融を中心とした相談	愛知県信用保証協会 総合相談室 日本政策金融公庫 岡崎支店 国民生活事業 岡崎商工会議所 経営指導員

申告書・決算書(2期分) 返済一覧表等お持ちいただければ一層具体的なお話を進めさせていただきます。

国・県・市が講じる資金繰り支援策

マル経融資(無担保・無保証人・信用保証料不要)

- ・融資額1千5百万円、融資期間 運転7年・設備10年、
据置期間 運転1年・設備2年、利率 年1.85%

セーフティネット貸付(経済環境変化資金)

- ・普通貸付とは別枠で4千8百万円利用できます。(基準金利より-0.3%)

緊急保証(全国緊急)

- ・通常の信用保証とは別枠(2億8千万円)で、低保証料(年0.8%)、
信用保証協会100%保証(責任共有制度対象外)、無担保8千万円超の利用も可能

セーフティネット資金(愛知県融資制度)

- ・限度額1億2千万円を運転・設備資金とも据置最長2年、返済最長10年、
無担保8千万円超対応

岡崎市中小企業事業資金不況対策資金

- ・2千万円以内の融資の場合、保証料、利子(一部)補助

資金繰り円滑化借換保証

- ・保証付き借入金の借換えや複数の保証付き借入金の債務を一本化できます。

元本の返済猶予などの条件変更

- ・「中小企業金融円滑化法」により、金融機関は借り手から申し込みがあった場合にはできる限り貸付条件の変更などを行うよう努めます。

中小企業金融貸し渋り110番<中部経済産業局> 電話(052)951-2748(直通)

お問い合わせ先 岡崎商工会議所 経営支援センター 池上周男 和田紫野
TEL 53-6193 / 53-6500 FAX 57-2189